

新型コロナウイルス感染症対応要領

令和 2 年 6 月 2 5 日

市町村振興協会要領第 2 号

(目 的)

第 1 条 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター(以下「研修センター」という。)において、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の感染予防の徹底と感染防止を図り、研修生、講師及び研修センター職員等の健康を確保するとともに、研修業務を円滑に遂行するために必要な基本的な事項を定める。

(研修実施の基本方針)

第 2 条 研修実施の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 「新しい生活様式」を取り入れた研修とする。
- (2) 研修は、原則、日帰り通所とする。ただし、通所が困難な離島や遠方の市町村からの研修生に限り 1 部屋 1 人としての宿泊を認める。
- (3) 研修生から「行動履歴及び体調に関する申告書」(別紙)を提出させる。
- (4) 毎日の研修開始前に検温し、記録するとともに、発熱や咳など体調不良が見受けられる研修生は、受講を認めない。
- (5) 研修センター内では、原則、研修生、講師及び職員等は、マスクを着用する。

(研修センターが講じる感染防止対策)

第 3 条 研修センターが講じる感染防止対策は次のとおりとする。

- (1) 日帰り通所に配慮した研修日程とするとともに、研修センターにおいて「新しい生活様式」を取り入れた研修運営に努める。
- (2) 研修生、講師及び研修センター職員等の手指消毒を徹底させるとともに研修センター内の施設や備品などの清掃、消毒を行う。

(研修生が講じる感染防止対策)

第 4 条 研修生は、「行動履歴及び体調に関する申告書」(別紙)を提出するとともに、毎朝の検温、マスクの着用、手指消毒や手洗いの徹底など「新しい生活様式」の実践に努める。

(講師が講じる感染防止対策)

第5条 講師は、「行動履歴及び体調に関する申告書」(別紙)を提出するとともに、講義前の検温、マスクの着用、手指消毒や手洗いの徹底など「新しい生活様式」の実践に努める。

(職員が講じる感染防止対策)

第6条 職員は、毎朝の検温、マスクの着用、手指消毒や手洗いの徹底など「新しい生活様式」の実践に努め、必要に応じて「行動履歴及び体調」に関して研修センター所長へ報告する。

(委託業者が講じる感染防止対策)

第7条 委託業者は、該当する業種における感染予防ガイドラインを遵守するとともに、マスクの着用、手指消毒や手洗いの徹底など「新しい生活様式」の実践に努め、必要に応じて「行動履歴及び体調」に関して研修センター所長へ報告する。

(体調不良の研修生への対応)

第8条 体調不良の申し出があった場合、又は職員が発熱など体調不良の状況を確認した場合、昼間は保健室に案内し夜間は自室において、検温を行わせるとともに、受診・相談センター(以下「相談センター」という。)または、かかりつけ医等に連絡し、その指示に従う。

なお、対応する職員は、マスク、フェイスシールド及びゴム手袋を着用するものとする。

(研修生がPCR検査の受診を指示された場合の対応)

第9条 第8条による相談センター等への連絡の結果、診療・検査医療機関(以下「検査医療機関」という。)の受診を指示され、PCR検査を受診することとなった場合は、当該研修生が感染症ではないと診断されるまでの間、研修センターの全ての研修を中止することとし、他の研修生等への対応は保健所の指示に従うとともに、個人情報に留意し、研修生を派遣した関係市町村等へ速やかに情報提供を行う。

(研修生が感染症を発症した場合の対応)

第10条 第9条によるPCR検査の結果、感染症と診断された場合、保健所の指示に従い、教室などの消毒等の必要な措置を講じるとともに、個人情報に留意し、感染症を発症した研修生が受講した研修及び同時期に研修センターで実施していたその他全ての研修の研修生並びにこれらの研修生を派遣した関係市町村等へ情報提供を行う。

(閉講式における対応)

第11条 研修終了時の閉講式において、研修生に対し、退所(帰宅)後14日以内に感染症を発症した場合は、研修センターに連絡を行うよう依頼する。

なお、感染症発症の連絡があった場合は、速やかに保健所へ連絡し、保健所の指示に従うとともに、個人情報に留意し、感染症を発症した研修生が受講した研修及び同時期に研修センターで実施していたその他全ての研修の研修生並びにこれらの研修生を派遣した関係市町村等へ情報提供を行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は研修センター所長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

付 則 (令和2年要領第4号)

この要領は、令和2年7月22日から施行する。

付 則 (令和3年要領第1号)

この要領は、令和3年1月5日から施行する。

付 則 (令和3年要領第2号)

この要領は、令和3年3月12日から施行する。

付 則 (令和3年要領第3号)

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

【研修名： _____】

行動履歴及び体調に関する申告書

下記のとおり相違ないことを申告します。

記

- 1 私及び同居家族は、研修初日の過去 14 日以内において、海外への渡航歴がなく、海外から入国して 14 日を経えていない者や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触はありません。また、「感染拡大地域（直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が 15 人以上となる地域）」へも移動したことはありません。
- 2 私及び同居家族は、発熱・咳など体調不良の症状はありません。

令和 年 月 日

団体名 _____ 県
市町村

所 属 _____

氏 名 _____

緊急連絡先

(TEL： _____)

自治研修センター所長 殿

研修初日の体温 (センター玄関にて検温)	度
-------------------------	---

行動履歴及び体調に関する申告書

下記のとおり相違ないことを申告します。

記

- 1 私及び同居家族は、研修初日の過去 14 日以内において、海外への渡航歴がなく、海外から入国して 14 日を経っていない者や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触はありません。また、「感染拡大地域（直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が 15 人以上となる地域）」へも移動したことはありません。
- 2 私及び同居家族は、発熱・咳など体調不良の症状はありません。

令和 年 月 日

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

緊急連絡先

(TEL : — —)

自治研修センター所長 殿

研修初日の体温 (センター玄関にて検温)	度
-------------------------	---